

告 示

埼玉県告示第六百三十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、荒川水系入間川、横塚川、小畔川、南小畔川、安藤川、都幾川、九十九川、飯盛川、槻川、兜川、館川、雀川、氷川、鳩川、大谷木川、毛呂川、阿諏訪川、上殿川、麦原川、竜ヶ谷川、宿谷川、長沢川、北川、葛川、直竹川、大沢川、殿屋敷川、中藤川、有間川、逆川、炭谷川、湯の沢川、霞川、成木川、葛川放水路、越辺川及び高麗川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所及び埼玉県東松山県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年埼玉県告示第五百四十四号（荒川水系入間川洪水浸水想定区域の指定）は、令和六年五月二十八日限り、廃止する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕